

PCB 廃棄物特別措置法施行令の改正案に対する意見募集について



環境省は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB 廃棄物特別措置法」という。)に基づく PCB 廃棄物の処分の期間について、「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」(以下、本検討委員会)での検討結果を踏まえ、PCB 特別措置法施行令の改正を行うべく、平成 24 年 11 月 13 日(火)～平成 24 年 12 月 5 日(水)までの間、意見の募集(パブリックコメント)を実施しました。

平成 13 年 7 月に施行された PCB 廃棄物特別措置法の施行から 10 年が経過したことから、環境省において昨年 10 月に「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」を設置し、PCB 廃棄物の処理に関するこれまでの進捗状況と今後の推進方策について検討を行い、本年 8 月に報告書がとりまとめられました。本検討委員会においては、現行の処分の期間(平成 28 年 7 月まで)内の処理完了が困難であることを踏まえ、今後の処理推進策を検討した上で、新たな処理期限を設定することが適当であるとされました。

これを踏まえ、環境省としては、新たな処理期限を設定するため、PCB 廃棄物特別措置法施行令第 3 条に規定する処分の期間の改正を行うことを検討しています。

(改正案)

PCB 廃棄物の処分の期間を「PCB 特別措置法の施行の日から平成 39 年 3 月 31 日まで」とする。

当社では、絶縁油中の PCB 分析について多くのお客様からご依頼を頂き、多検体、短納期の体制で行っておりますので、是非お任せ下さい。

資料 2012 年 11 月 13 日付 環境省報道発表資料

衛生技術箇所 五月女欣央